運賃協議会の開催を要しない

「軽微な事案」に関する意見用紙

住所・所在地

氏名・名称及び代表者氏名

電話番号

※必要事項（住所・氏名・電話番号・意見など）をご記入いただければ、他の用紙を使用できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 道路運送法第９条第４条の運賃協議会の開催を要しない「軽微な事案」を、国が示す目安に従って定めることについて、意見を募集します。  軽微な事案には（１）～（４）があります。それぞれについて、賛成または反対を選択してください。 | |
| **（１）均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも運賃額に変更がない場合** | **（２）毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合** |
| 軽微な事案とすることに  賛　成　　／　　反　対　　／　　その他 | 軽微な事案とすることに  賛　成　　／　　反　対　　／　　その他 |
| その理由 | その理由 |
|  |  |
| **（３）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合** | **（４）新たな決済手段を追加する場合** |
| 軽微な事案とすることに  賛　成　　／　　反　対　　／　　その他 | 軽微な事案とすることに  賛　成　　／　　反　対　　／　　その他 |
| その理由 | その理由 |
|  |  |

《提出先》 所沢市街づくり計画部都市計画課 （所沢市役所 高層棟５階）

住所：〒359-8501　所沢市並木一丁目１番地の１

電話：04-2998-9192／FAX：04-2998-9163／E-mail：a9192@city.tokorozawa.lg.jp